

労働協約

信用組合は信用組合と合併し解散することとなり、職員等は全て信用組合に引き継がれることとなるが、引き継がれた後の労働条件については、別紙のとおりとする。

平成14年12月20日

信用組合職員組合

執行委員長

信用組合

理事長

別紙

合併後の労働条件については次のとおりとする。(信用組合を甲とし、 信用組合を乙とする。)

1. 合併後の就業について

甲乙合併後の就業(就業時間、休日、人事、服務規律等)については、すべて甲の就業規則(但し、給与規程、退職給与規程を除く)の定めるところに従う。

2. 合併後の給与について

合併後の給与(月例所定給与)については、乙において支給されていた給与額を、当分の間(合併後設立される委員会において、給与体系及び退職金制度の統合・見直しが検討され結論が出るまでの間)保障されるものとする。

3. 退職金の扱いについて

① 乙の職員が合併後に退職するときに適用される退職給与基準は、従前の乙の退職給与規程の内容とする。

但し、退職金計算の基礎額について「退職時の本俸の月額」(第3条)とあるのは「退職時の本俸額を1/2の減じた月額」と変更するものとする。

なお、支給倍数については、5.5をもって上限とするものとする。

② 乙の職員に支給される退職金については、 厚生年金基金から支給される金額を、退職金総額から控除して支給するものとする。(第8条通り)

③ 乙が加入していた企業年金は、合併時に解約し一時金として職員に還付されるが、この金額は退職金総額から控除するものとする。

4. 合併後の給与体系及び退職金制度について

① 甲・乙の給与体系及び退職金制度の相異については、合併後組合幹部と職員代表による委員会を発足させ、甲・乙基準の見直し・改善を検討し統合を図るよう努力するものとする。

② 合併直後に適用する給与規程及び退職給与規程は、甲の職員については従前の甲の規程の内容を、乙の職員については乙の規程の内容を基準とする給与規程及び退職給与規程に変更し、上記4. ①による統合を図るまで当分の間適用するものとする。

以上